

三重県の伝統工芸一覧

経済産業大臣指定 伝統的工芸品

名 称	地 域
伊賀くみひも	伊賀市、名張市
四日市萬古焼	四日市市、菰野町、朝日町、川越町、桑名市、鈴鹿市
鈴鹿墨	鈴鹿市
伊賀焼	伊賀市、名張市
伊勢形紙	鈴鹿市

三重県指定 伝統工芸品

名 称	地 域
地張り提灯	いなべ市
和太鼓	いなべ市、桑名市
桑名盆(かぶら盆)	桑名市
桑名箆笥	桑名市
桑名刃物	桑名市
桑名萬古焼	桑名市
桑名鋳物	桑名市
多度の弾き猿	桑名市
日永うちわ	四日市市
四日市の提灯	四日市市
関の桶	亀山市
高田仏壇	津市
阿漕焼	津市
伊勢木綿	津市
なすび団扇	津市
竹細工	津市
松阪の猿はじき	松阪市
松阪萬古焼	松阪市
深野紙	松阪市
松阪木綿	明和町
伊勢の根付	伊勢市、志摩市、松阪市、明和町
伊勢の神殿	伊勢市
伊勢の提灯	伊勢市
伊勢玩具	伊勢市
浅沓	伊勢市
伊勢一刀彫り	伊勢市
伊勢春慶	伊勢市
伊勢紙	伊勢市
火縄	名張市
尾鷲わっぱ	尾鷲市
那智黒石	熊野市
熊野花火	熊野市
市木木綿	御浜町

経済産業大臣指定伝統的工芸品(工芸用具)



● 四日市萬古焼

江戸時代中期、沼波弄山が自分の作品が永久に伝わるべく願いを込め「萬古不易」の印を押したのが始まりです。萬古焼を代表するものは薄手の焼締めによる陶器で、特に急須は有名です。

問い合わせ先:

萬古陶磁器工業協同組合
四日市市京町2-13
TEL.059-331-7146
FAX.059-331-8263
関連施設:
ばんこの里会館
四日市市陶栄町4-8
TEL.059-330-2020



● 鈴鹿墨

平安時代初期に鈴鹿の山に産する松脂を燃やして煤をとり墨を作ったのが始まりといわれています。芳香優美かつ黒色華麗で多くの書道家に愛用されています。

問い合わせ先:

鈴鹿製墨協同組合
鈴鹿市寺家3丁目10-1
(鈴鹿市伝統産業会館内)
TEL.059-386-7511
FAX.059-386-7511



● 伊賀くみひも

本格的な発展は明治時代中期からです。絹糸を主に金銀糸等を組糸に使い、高台、丸台などの伝統的な組台で生産しています。特に高台による手組み紐が有名で、全国生産の大半を占めています。

問い合わせ先:

三重県組紐協同組合
伊賀市四十九町1929-10
(伊賀くみひもセンター組匠の里内)
TEL.0595-23-8038
FAX.0595-24-1015



● 伊賀焼

茶道が興隆した室町・桃山時代に、茶の道具として注目されるようになりました。江戸時代中期以後には、耐火性の高い伊賀陶土の特質を生かした日用食器類が作られ、現在に至っています。

問い合わせ先:

伊賀焼振興協同組合
伊賀市丸柱169-2
(伊賀焼伝統産業会館内)
TEL.0595-44-1701
FAX.0595-44-1701



● 伊勢形紙

起源は諸説ありますが8世紀頃とされています。伊勢形紙は着物の生地を染めるために用いる用具で、柿渋により和紙を加工した紙に、彫刻刀で着物の文様等を丹念に彫り抜いたものです。

問い合わせ先:

伊勢形紙協同組合
鈴鹿市寺家3丁目10-1
(鈴鹿市伝統産業会館内)
TEL.059-386-0026
FAX.059-386-0026

伝統産業・地場産業活性化支援事業費補助金

募集期間:平成23年4月4日(月)～5月20日(金)17:15必着

三重県では、平成23年度伝統産業・地場産業活性化支援事業費補助金に係る補助対象事業者を募集します。

この補助金は、伝統産業・地場産業に携わる中小企業者等が、県内の他事業者等と連携して取り組む新商品等開発・高付加価値化、販路開拓、人材養成などの事業に要する経費の一部を補助し、地域の産品・技術やノウハウ等を活用した新たな事業を創出することで、伝統産業・地場産業の活性化を図るものです。

1. 支援対象となる企業は？

伝統産業・地場産業に携わる事業者であって、県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等（組合・個人を含む）が対象です。

（連携者は県内に主たる事務所又は事業所を有する事業者等が対象です）

なお、伝統産業・地場産業とは、下記のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 伝統産業とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条の規定により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品産業、及び三重県知事の指定を受けた伝統工芸品産業のことをいう。
- (2) 地場産業とは、鑄物業、製材業、水産加工業、貴金属加工業、製茶業、製麺業、繊維製品製造業、清酒製造業など、県内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした産業のことをいう。

「県内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした産業」とは、その地域特有の材料や素材を使ったり、伝承されている生産技術により生産されるものをいいます。

業種・事業等が当該補助事業に該当するかどうかについては、申請前にご相談ください。
また、事業計画書について、不備等がある場合は補正をお願いすることがありますので、お早めにご提出願います。

2. 支援対象となる事業は？

- (1) 新商品等開発・高付加価値化事業
 - ・新商品、新技術、新役務（既存商品・技術・役務の改良を含む）の研究開発（試作、デザイン研究等を含む）に係る事業等
- (2) 販路開拓事業
 - ・展示会の開催又は見本市への参加等
- (3) 人材養成事業
 - ・伝統産業・地場産業に携わる中小企業者等に必要な経営、技術に関する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を主たる対象とするもの等。なお、同好会やサークル等の活動、伝統工芸保存等の活動については対象外となります。
- (4) 戦略策定事業
 - ・伝統産業・地場産業の振興・活性化を目的とする戦略策定事業（専門家等を活用し、事業者自らが策定するもので、実効性のあるものに限る）等

3. 連携の具体例について

県内の異業者種の事業者又は同業者種の事業者等と協力して事業を行い、単独での取組では実現できない事業効果を得られる連携を指します。

例1) 陶磁器製造事業者と伊勢茶製造事業者が連携、お茶をより美味しく飲める形状等の急須を開発し、首都圏等の展示会へ出展し双方のPRを行う。

例2) 伊賀くみひもと伊勢形紙の事業者が連携、新しい用途の商品開発、販売を行う。

例3) 鋳物製造業者がデザイナーと連携、差別化された鋳物の商品開発、販売を行う。

例4) 製材業者同士が連携して、首都圏等の展示会へ出展し双方のPRを行う。

その他、産地組合が取り組む事業も前項(1)～(4)までの事業についても連携した取組とみなします。

4. 補助対象の範囲は？

補助対象費目は別表のとおりです。(但し、補助事業に要する必要最小限の経費とします。)

5. 補助率は？

補助対象となる経費の1/2を上限として補助します。

1つの補助事業当たり補助金は50万円以上200万円以下(事業費100万円以上)が対象です。

6. 申請に必要な書類は？

(1) 事業計画書(様式は下記URLからダウンロードして下さい)

URL: <http://www.pref.mie.jp/kagichi/HP/jibasan//23hojyokin.htm>

(2) 法人の場合は定款及び登記簿謄本(任意団体の場合は規約・組織表)

(3) 最近2年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

(4) 県税及び消費税の納税(滞納していない)証明書

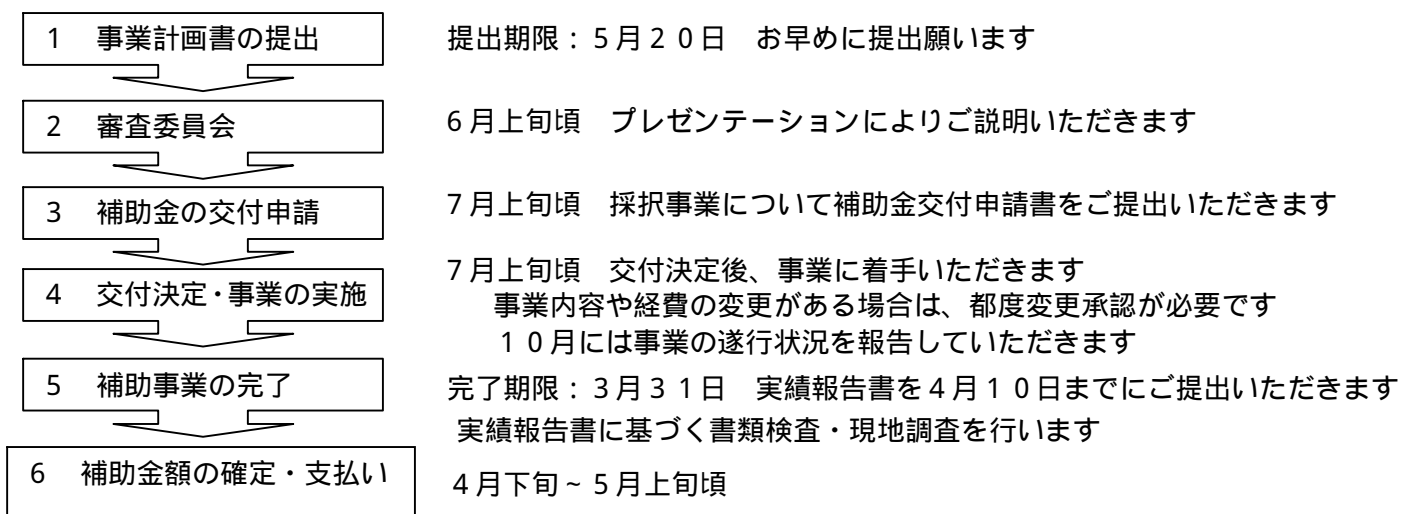
(5) その他知事が必要と認める書類

連携者は、登記簿謄本又は住民票を提出すること

7. 事業の採択基準は？

事業計画の内容を有識者からなる予備審査委員会により審査し、その結果を参考にして知事が採択を決定します。この補助制度は対象を「伝統産業・地場産業に属する事業者」と規定していることから、どのような地域性を持ち、その特性を活かした内容となっているか、伝統産業・地場産業の活性化に資するものかに着目して審査を行います。事業の新規性・具体性・期待される成果、申請事業者の事業実行能力等について審査します。審査は「書類」及び「プレゼンテーション」による聞き取りを実施します。

8. 補助事業のスケジュールは？



(補助金の対象となる経費)

事業区分	経費区分	内 容
(1)新商品等開発・高付加価値化事業	謝 金	専門家謝金、委員謝金
	旅 費	専門家旅費、委員旅費、職員旅費
	研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入（製造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費を含む）に要する経費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費、技術コンサルタント料、構築物の購入（建造、改良、据付、借用、保守又は修繕）に要する経費
	庁 費	会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、消耗品費、雑役務費、原稿料、資料作成費
(2)販路開拓事業	委託費	調査研究委託費
	謝 金	委員謝金、専門家謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費
	庁 費	会議費、会場借料、会場設備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、資料作成費、出展料、商標及び地域団体商標登録に要する経費
(3)人材養成事業	謝 金	委員謝金、専門家謝金、実習企業謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費、研修旅費
	庁 費	会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、教材費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、設備の賃借料及び保守料、資料作成費
	委託費	研修委託費、調査研究委託費
(4)戦略策定事業	謝 金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
	庁 費	会議費、会場借料、会場設備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、資料作成費
	委託費	調査研究委託費

【注意事項】

- ※ 当該補助事業では、一次産品を対象とする事業（農林水産品の生産・販路開拓等）は対象外です。補助対象となるか否かについては、事前にご相談、ご確認願います。
- ※ 補助事業は、補助金の交付が決定し通知されるまでは着手することができません。（このため、交付決定前から行っていた事業については補助対象外となります。）
- ※ 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求められることがあります。また、事業後に県監査委員事務局による監査対象となる可能性があります。
- ※ 新商品等開発・高付加価値化事業については、補助事業終了後5年間、事業の状況を報告していただく必要があります。また、必要に応じて、事業の実施内容や効果について調査を行うことがあります。
- ※ 補助事業により取得した財産は、補助事業以外の目的で使用したり、処分することは出来ません。
- ※ 平成19～20年度で実施していた「地域産業活性化支援事業費補助金」及び平成21～22年度に実施した「伝統産業・地場産業活性化支援事業補助金」に採択された事業者は、同様の内容で応募した場合、原則として採択順位が低くなります。
- ※ 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱に基づき、法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない（補助金交付申請時）又は交付決定の取消（交付決定後）など、適切な措置が講じられます。

【参考】

地域資源を生かした事業創出については、財団法人三重県産業支援センターが実施している「みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金」をご活用ください。

また、中小企業者と農林漁業者が相互に連携して、県内の農林水産物を生かした事業創出についても、財団法人三重県産業支援センターが実施している「みえ農商工連携推進ファンド助成金」をご活用ください。

ドンドンご応募・ご相談お待ちしております！！



お問い合わせ先

三重県農水商工部 科学技術・地域資源室 森本、田中

〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県庁6階

電話:059-224-2336 FAX:059-224-2078

電子メール:kagichi@pref.mie.jp

URL : <http://www.pref.mie.jp/kagichi/HP/jibasan//23hojyokin.htm>